

## 配慮事項検討項目（他自治体の例）

項目	A市	B市	C市	D市
1. 対象保育所の選定				
(1)対象保育所の公表	・移管の2年半前に発表 ・保護者説明会、個別相談、既移管園見学会等の実施	民間に移管する年度の概ね3年前	・公表から委託実施まで1年半程度（秋の一斉入所申込み前） ・公表後、委託実施まで数回にわたって保護者説明会を開催	民営化実施まで最低2年6か月確保
(2)対象保育所の選定基準	市立保育所の設置数をもとに移管対象となる区を選定し、施設の立地状況、老朽化状況、児童の入所状況、利便性等を総合的に勘案して選定	次の基準を総合的に勘案 ・入所定員増や多様な保育需要への対応の必要性 ・近隣での移転用地の確保の見通し ・エリア内の既存民間保育所との配置バランス ・建物の形態（単独、合築等） ・建物の建築年数及び改築・改修の状況 ・予算確保の見通し	＜エリアの選定基準＞ ・公立保育所の設置個所数の多いエリアから実施 ・エリアが一巡することを優先（同一年度内に統廃合の実施公表を行っているエリアを除く） ＜実施保育所の選定基準＞ 多機能化が実施（予定）されている保育所を除き、 ・入所状況と施設状況を点数化し、合計点が高い保育所を優先して選定 ・入所率が高いほど入所状況の点数を高く、施設が新しいほど施設状況の点数を高くする ・合計値が同じ場合は、入所率の高い保育所を優先	学識経験者、保育現場経験者等の専門家で構成する選定委員会を設置し、対象園を設置する。 ＜重視するポイント＞ ・福祉ブロックの区割りのなかで、子育て支援の拠点としての公立保育園のバランス ・人口の集積状況等、需要が将来的にも見込まれるか ・運営の効率性を考慮し、90人程度の定員 ・アクセス条件、接道条件等通園の利便性 ・アンケート調査を実施し延長保育、一時保育等の希望者数が多いかどうか ・0歳児保育実施園であること
2. 設置・運営主体				
(1)対象法人の要件	認可保育所の運営実績のある社会福祉法人、公益法人（公益財団法人・公益社団法人）	市内で認可保育所の経営実績のある社会福祉法人	同一都道府県内で認可保育所の運営に実績のある社会福祉法人	厚生労働省の補助対象である社会福祉法人、日本赤十字社、民法第34条に規定する公益法人（財団法人及び社団法人）で認可保育園として実績がある事業者
(2)認可保育所としての実績	上記のとおり	上記のとおり	上記のとおり	上記のとおり
3. 事業者の選定				
(1)事業者の募集方法	市内・市外を問わず公募	保護者の意見や市民ニーズを踏まえ、保育内容や運営の条件を決めて公募	公募	・範囲は限定せず市内外から公募 ・先に民営化を受託した事業者は、民営化移行時点から5年間は応募できない ・募集要項（案）を対象園保護者に公開し、保護者の意見・要望を反映した募集要項を作成
(2)選定組織	学識経験者、市民等からなる移管法人選考委員会で選考	児童福祉の専門家等で組織される選定委員会で公正に法人を選定（保護者代表が選定委員会に入る場合あり）	客観性と専門性を確保する観点から、有識者（学識経験者・弁護士・公認会計士等）からなる選定会議を設置	学識経験者、保育現場経験者等の専門家、対象園保護者及び地元関係者を含めた選定委員会を設置

項目	A市	B市	C市	D市
(3)選定基準	書類選考:保育目標や理念や非屋内用を移管園の継承という視点を入れて評価し、法人の監査や資金の状況、園運営は適正か等を確認 実地調査:書類選考で選考された法人について、福祉サービス第三者評価の基準をもとに確認	質の高い保育が提供でき、特別保育に意欲のある法人	(保育所の継承すべき点や、委託後の保育所運営に期待すること等について選定委員に伝達するため、保護者の意向調査を実施)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉の理念・公共性・公益性を持った事業者であること</li> <li>・子ども本来の発達・育ちを重視し、子どもを中心とした良い保育を実施している事業者であること</li> <li>・保育に対する高い見識と幅広い専門的知識、豊富な経験を持ち、意欲のある職員が確保されていること</li> <li>・事業者及び事業者本園と、民営化後の対象園との協力体制が優れていること</li> <li>・地域子育て支援の実施、障がい児保育の実施、給食調理、アレルギーへの対応等、対象園で行っている保育内容の水準を満たす事業者であること</li> <li>・その他、選定の際に重視すべき項目の内容等について、対象園の保護者の意見・要望を反映</li> </ul>
(4)選定方法	書類選考、実地調査、法人面接	保護者の意見や市民ニーズを踏まえ、保育内容や運営の条件を決めて募集	書類審査、運営保育所の実地調査、法人理事長等への面接	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の事業目的や理念、保育の質(※)、運営の透明性を問う</li> <li>・対象園の職員配置水準を満たし、保育の質を維持・向上できる、より優秀な事業者を選定</li> <li>・事業者の継続性や安定性等とともに、保育園運営上の内容を中心とした審査を行う</li> </ul> <p>※子どもの最善の利益が優先されること。一人ひとりの子どもの発育を尊重し支援する保育が実行できること。単なる利便的なサービス以上に保護者が本当に必要としている支援を提供できること。(保育園を考える親の会「民営化に求められる最低条件10か条」から参照)</p>

項目	A市	B市	C市	D市
(5)移管条件 ①職員体制 ②施設長・主任保育士等の要件 ③保育内容	<p>①市の法外基準に基づく保育士等を確保</p> <p>②施設長:下記のいずれかの経験年数を有すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会福祉事業の経験15年以上(うち認可保育所経験3年以上)</li> <li>・認可保育所での保育経験12年以上</li> <li>・社会福祉事業の経験10年以上(うち認可保育所施設長3年以上)</li> </ul> <p>保育士:経験10年以上又は法人が運営する園での経験7年以上の保育士を2人以上、経験5年以上の保育士を1/3以上</p> <p>③・移管保育所の定員・定員構成・年中行事の継承、障害児保育の実施、市が予め認めたもの以外の費用負担を保護者に求めないこと、地域育児支援事業の実施、施設の地域開放、苦情処理の仕組みの整備、一般的な行事を除く宗教的な行事は行わないこと、幼児へ主食の提供、土曜日の給食の実施、延長保育の実施(平日7時～20時・土曜日7時～18時30分)、一時保育事業の実施。</p>		<p>市立保育所の保育内容を継続する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保育所保育指針および市立保育所の保育内容をまとめた「保育計画」に基づき保育を実施</li> <li>・保育士の配置基準は変わらない</li> <li>・日々の保育や年間行事等について、内容を継続し。また、新たな費用負担を求めない</li> <li>・障害児など配慮が必要な児童への保育の継続</li> <li>・給食について、現在の献立内容を継続。手作りおやつやアレルギー児への代替食の提供などの継続</li> </ul> <p>等</p>	<p>①保育環境の維持向上が図れる職員体制が確保できること</p> <p>②園長予定者:認可保育園で10年以上勤務し、5年以上園長又は幹部職員としての勤務経験を有し、良好な勤務実績を有すること</p> <p>③一時保育・園長保育等の特別保育事業の実施。障がい児保育の受入・対応が可能であること。保護者の意向を尊重し保育事業の継続性が保てること。施設は無償譲渡、土地は無償貸与で貸付期間は30年(更新可能)とし、自らの保育園運営以外に使用しないこと。</p>
(6)事業者の公表	1年3か月前			民営化移行まで1年6か月を確保
4. 円滑な引き継ぎ				
(1)移行までの準備期間	1年間	(引き継ぎを実施)	(委託実施3か月前から) 第一段階として、保育方針、年間保育計画、給食献立等の引き継ぐ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・準備期間1年程度を確保</li> <li>・移行計画を策定し、引継ぎの体制づくりや保護者の理解が得られるように準備</li> <li>・保護者の意見・要望を取り入れながら、対象園の保育水準、保育内容を継承することを前提に引継ぎを行う</li> <li>・市が進行管理を行い、問題が生じた場合は市が調整に入り、必要な改善・指導を行う</li> <li>・市は事業者に対し、事業者職員の公立保育園への派遣や研修等、必要な支援を行う</li> </ul>
(2)話し合いの場の設置	保護者、移管先法人及び市の三者協議会を設置し、移管に伴う諸事項について協議し、合意形成を図る	法人決定後、保護者・法人・公立保育所・行政職員で話し合いを重ねる	保護者説明会を実施	保護者・事業者・市による三者協議会を設置

項目	A市	B市	C市	D市
(3) 事業者と市職員の交流・研修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児保育等市主催の研修に参加</li> <li>・職員会議・カリキュラム会議・毎日のミーティング等に参加し情報を共有</li> </ul>			事業者職員と対象園職員が良いチームワークをつくり、円滑な移行への意思統一を行うため交流機会を設ける
(4) 合同保育の期間と内容	3か月間	(共同保育を実施)	(委託実施3か月前から) <ul style="list-style-type: none"> <li>・引継ぎの第二段階として、市職員と法人職員が合同で保育する時間を設定し、児童一人ひとりの状況把握等を行う</li> <li>・第三段階として、委託初年度のクラス担任を決定し、現在の担任と合同で保育を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低3か月(保護者・事業者・市の協議により方法を決定)</li> <li>・段階的に事業者の職員を配置</li> <li>・期間中の事業者の費用は、市が委託料を支出し対応</li> </ul>
5. 移行後の組織と役割				
(1) 移行後の組織と役割	一定期間(最長、移管前の在園児が卒園するまで)三者協議会を開催し、移管条件の実施状況や変更、新たな保育の導入などについて話し合う		<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託初年度の1年間、委託前に勤務していた市職員(所長を含む保育士)5人程度を法人に派遣。</li> <li>・委託初年度の1年間、次期所長予定者である法人職員を副所長として、国の配置基準に加えて配置し、運営全般について引き継ぐ。</li> <li>・必要に応じて、保護者代表、委託先法人、保育所、市からなる意見交換の場を設定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定期間(原則として移行時点の在園児が卒園するまで)、三者による定期的な懇談会を設置</li> <li>・新園の運営に問題が生じた場合は、懇談会で解決を図る</li> </ul>
(2) 移行後の保育内容の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移管前の市立保育所園長が園を訪問しアドバイスを行う(移管後1年程度、概ね月1回)</li> <li>・市立保育所の園長を経験した職員(民間保育施設指導担当者)が移管園を訪問し、専門的な立場から保護者からの相談、法人へのアドバイス等を行う(移管後半年程度、概ね月2回)</li> <li>・移管前の保育士が園を訪問し、移管先保育士へアドバイスを行う(移管後半年間に各保育士2回程度)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託後もエリアを統括する市の保育士、栄養士・調理員が定期的に巡回・指導を行う</li> <li>・保育所からの要請のもと、エリアを担当する市の看護師が巡回・指導を行う</li> <li>・委託業務の適正な遂行について、毎年監査を実施</li> <li>・保育所運営について保護者アンケートを実施</li> <li>・委託保育所職員の資質向上のため、研修会を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引継ぎ過程での三者協議会の決定事項を、事業者が履行するように指導</li> <li>・市は保育内容を逐次確認するとともに、民営化移行に関する問題が生じた場合は調整に入り、必要な改善・指導を行う</li> </ul>
(3) 民営化園の評価と情報公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉サービス第三者評価の受審を移管条件とし、移管後の保育サービスのチェックと改善を促す</li> </ul>		第三者評価を義務付け、受審結果を公表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育内容についての保護者アンケートを市が実施し、運営状況の評価する</li> <li>・福祉サービスの第三者評価制度の受審を義務付け、評価を行う</li> <li>・評価の結果は、広く公開し、運営の効率化の効果など民営化に関する情報を開示する</li> </ul>
6. その他			民間委託を行うにあたり、必要に応じて、保育室等の美装化工事を実施	